

秋田県告示第75号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

令和6年3月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
令和6年2月15日
- (3) 調査を行う者の名称
秋田市
- (4) 調査地域
秋田市大字河辺神内の一部
- (5) 調査期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
令和6年2月15日
- (3) 調査を行う者の名称
横手市
- (4) 調査地域
横手市大字大森町の一部
- (5) 調査期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3(1) 調査の種類
地籍調査
- (2) 指定年月日
令和6年2月15日
- (3) 調査を行う者の名称
潟上市
- (4) 調査地域
潟上市大字飯田川飯塚の一部
- (5) 調査期間
令和6年4月1日から令和年3月31日まで